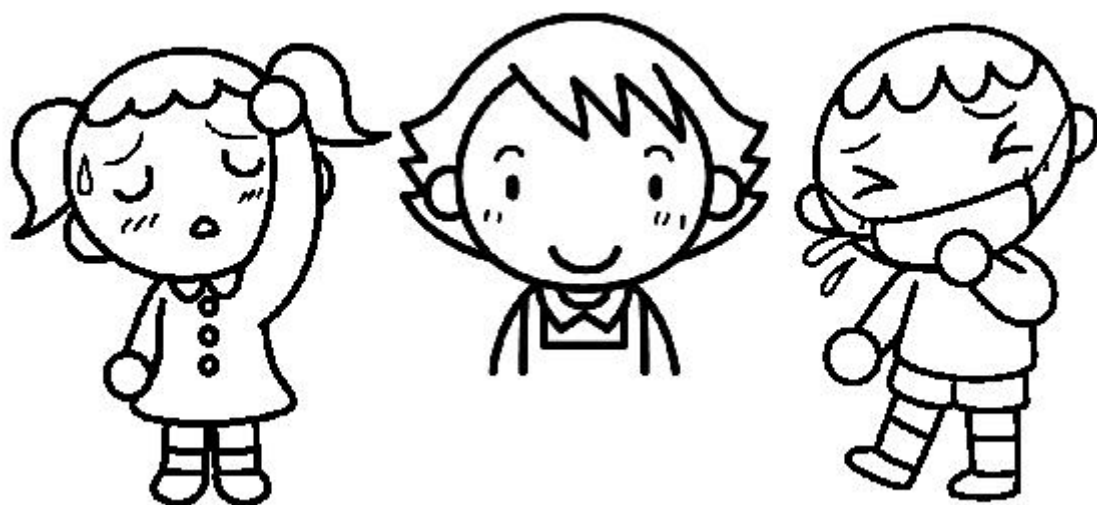


小田原市病児・病後児保育事業 ご利用の手引き



病児保育事業とは

病児保育事業とは、病氣中で集団保育が困難な就学前児童等を、専用の保育室で看護師等がお預かりすることにより、児童にとって無理のない環境で保育する事業です。

病後児保育事業とは

病後児保育事業とは、病氣回復期で集団保育が困難な就学前児童等を、専用の保育室で看護師等がお預かりすることにより、児童にとって無理のない環境で保育する事業です。

利用するための条件

次の全てに該当する方が利用できます。

- ① 就学前児童等で、市内在住または市内保育所を利用していること
- ② 家庭で保育できない理由があること
- ③ 事前に登録を済ませていること

実施施設の概要

○病児保育事業

実施施設	医療法人横田小児科医院 病児保育室「JAMBO!」 小田原市北ノ窪 514-1 (横田小児科医院隣) 電話 0465-34-6000 FAX 0465-34-1115 http://www.ycc.or.jp/jambo.html	小田原駅前病児保育 ファイン・おだわら 小田原市栄町 1-5-17 栄ビル6階 電話 0465-27-2929 FAX 0465-27-3899 https://fine-odawara.com
入室対象	通常の外来で治療可能な病氣中で、集団保育が困難な児童 ただし、麻しん（はしか）、流行性角結膜炎（はやり目）などは対象外	
開所時間	月曜日～金曜日 午前7時30分～午後5時30分	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後6時30分
休園日	土・日・祝日・年末年始・医療機関の臨時の休診日	
利用期間	連続して利用する場合7日間まで	
利用定員	予約順に6名まで	予約順に3名まで
給食	希望する場合は、昼食を準備できます。 (お弁当の持込もできます。)	給食はありません。お弁当をご持参ください。

実施施設	マナマーレ病児保育室 小田原市中町 3-11-33 電話 0465-33-6677
入室対象	通常の外来で治療可能な病氣中で、集団保育が困難な児童 ただし、麻しん（はしか）、流行性角結膜炎（はやり目）などは対象外
開所時間	月曜日～土曜日 午前8時00分～午後6時00分
休園日	日・祝日・年末年始・医療機関の臨時の休診日
利用期間	連続して利用する場合7日間まで
利用定員	予約順に6名まで
給食	給食はありません。お弁当をご持参ください。 (配達によるお弁当を注文することができます。別途料金がかかります)

○病後児保育事業

実施施設	宗教法人城前寺 城前寺保育園病後児保育室「らっこ組」 小田原市菅我光海 20-1 2階 (下菅我駅菅我病院側ロータリー) 電話・FAX 0465-42-6354 http://www5e.biglobe.ne.jp/~jyozenji/	社会福祉法人宝安寺社会事業部 病後児保育室 ほうあんりすのもり 小田原市浜町 1-3-8 (小田原愛児園園舎内) 電話 080-4371-1900 FAX 0465-22-3524 http://houan1900.jp
入室対象	病気の回復期で集団保育が困難な児童	
開所時間	月曜日～金曜日 午前7時30分～午後5時30分	
休園日	土・日・祝日・年末年始・園行事に伴う休園日	
利用期間	連続して利用する場合7日間まで	
利用定員	予約順に4名まで	
給食	希望する場合は別途給食200円 (お弁当の持込もできます)	希望する場合は別途給食200円 (お弁当の持込もできます) おやつ50円(希望者のみ)

※ 詳しくは、市役所保育課、又は各施設にお問合せください。

利用するまでの手順

利用登録	事前に登録が必要です。(無料)
入室対象	病児保育室…通常の外来で治療可能な病気で、集団保育が困難な児童 病後児保育室…病気の回復期で集団保育が困難な児童 ※入室判断の目安もご確認ください。
仮予約	定員に限りがありますので、空き状況を確認してください。
医師の診察	施設の利用が可能な状態か医師の診断が必要です。 「診療情報提供書(様式第4号)」(有料)の発行を受けてください。
本予約	施設で受け入れの準備をいたします。利用前にご連絡ください。 キャンセルされる場合は、当日午前9時までに、施設にご連絡ください。 ※病児保育については、施設担当医師の診察が必要となります。
利用申請	利用当日は、お子様の状態をお伺いします。時間に余裕を持って入室してください。
入室時確認	当日の児童の状態が明らかに悪いと認められる場合には、入室をお断りする場合がございますので、ご了承ください。
利用	利用中は、施設職員の指示に従ってください。

☆病後児保育室の入室判断の目安

- ◎ 原則として、かかりつけ医が発行する「診療情報提供書」によります。
- ◎ お子様の状態が次のような場合、入室をお断りしています。
 - 入室時に、38.5度以上の高熱がある場合
 - 食欲がなく、ほとんど飲んだり食べたりできない場合
 - 水様性の下痢、あるいは嘔吐が頻回にあり、脱水症状の兆候がある場合
 - 咳などで呼吸困難であると認められる場合
 - 感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性の高い方
 - ぐったりしている
 - その他、お預かりすることが不適當であると病後児保育室の担当看護師が判断した場合

利用するために必要な書類

	必要書類	注意事項	提出先
事前登録	利用登録書（様式第1号）	変更毎に必要です。 ※令和5年度から年度毎の登録ではなく、翌年度以降も継続利用が出来るようになりました。	市又は施設
	同意書（様式第2号）		
※ 利用料減免を受ける場合、非課税証明書類が必要になる場合があります。			
利用当日	利用申請書（様式第3号）	利用日毎に必要です。	施設
	診療情報提供書（様式第4号）	利用毎に必要です。	
	既往歴等について	年度毎に必要です。 （年度内2回目の利用から記入不要です）	
※ 上記の他に入室時で書類を作成していただく場合がございます。			

利用当日に必要な持ち物

持ち物一覧	備考
<input type="checkbox"/> 上記必要書類 <input type="checkbox"/> 利用料 <input type="checkbox"/> お薬（及び薬剤情報提供書） <input type="checkbox"/> 保険証のコピー又は乳児証のコピー <input type="checkbox"/> 着替え一式・紙おむつ・パジャマ <input type="checkbox"/> 歯ブラシ・コップ <input type="checkbox"/> お弁当 <input type="checkbox"/> 粉ミルク（必要な場合） <input type="checkbox"/> 母子手帳・バスタオル・タオル （りすのもりのみ）	1日、2,000円 ※生活保護世帯等の方への減免制度あり。 医師処方のものに限ります。原則として1回分のみ 嘔吐や下痢の症状がある場合は多めにご用意ください。 食物アレルギーが多い場合は必ずお弁当をご持参ください。

※ 詳しくは各施設にお問合せください。

個人情報の取扱いについて

病児・病後児保育事業を利用するための提出書類に記載された個人情報は、当事業の目的の範囲外には使用いたしません。

小田原市役所
 子ども若者部保育課
 〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地
 電話 0465-33-1451
 FAX 0465-33-1456